お客さま各位

**マイナンバーに関するお願い**

マイナンバーは、**今年（平成２７年）１０月５日以降**に、マイナンバーが記載された通知カードが、市区町村から、住民票の住所に世帯主宛に簡易書留で郵送されます。**来年（平成２８年）１月**から税、社会保障、災害対策の分野での利用が始まります。これにより、[当社／当行]として、お客さまのマイナンバーを取引に関する支払調書などに記載するために、個人番号を届け出てもらう必要があります。

そこで、お客さまにおかれましては以下の事項についてくれぐれもご留意いただければ幸いです。

* **住民票の住所とお住まいの住所が一致していない場合は、今年の１０月５日までに一致させてください。**
* **お客様の通知カードは、捨てたり、なくしたりしないようにしっかりと保管してください。**
* **お客様の個人番号の当社への提供にご協力ください。**
* **個人番号カード（顔写真付き身分証明書）は通知カードと一緒に送付されてくる交付申請書を返信用封筒で送付することにより、平成２８年１月以降、市区町村の窓口で無償により取得することができるので、是非申請してください。**
* **個人番号が漏えいしてしまった恐れがある場合は、市区町村の窓口に申請をすることにより変更することができます。この場合は、遅滞なくその旨を[当社／当行]に届け出てください。**

